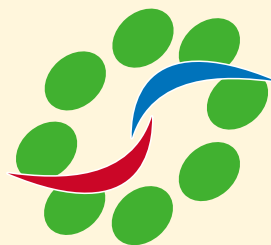


発行：渋川地区広域市町村圏振興整備組合 総務課
構成市町村：渋川市・吉岡町・榛東村



広域だより

vol. 70

2010年6月15日



も ぎ 模擬火災発生！児童の救助にはしご車出動

吉岡町立駒寄小学校で5月21日に行われた避難訓練。

逃げ遅れた児童を救助する想定で、はしご車による救出活動も行われました。

目 次〈主な内容〉

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ・ 子供のライターの使用にご注意…2 | ・ 組合の財政事情……………5 |
| ・ 「住宅用火災警報器」には
設置義務があります……3 | ・ 清掃センターからのお知らせ…6 |
| ・ 消防職員採用試験のお知らせ……4 | ・ しらゆり聖苑からのお知らせ…7 |
| | ・ インフォメーション……………8 |

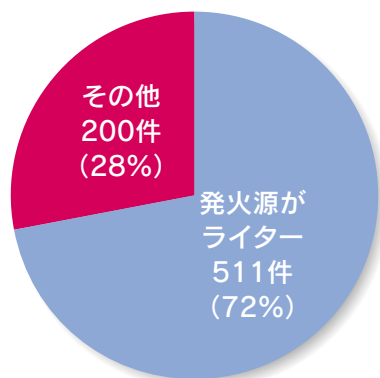
子どものライター使用に ご注意ください

～あなたの家のライターは、どこにありますか～



参考

火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合
(H11～20東京消防庁管内(12歳以下))



火遊びによる火災のうち発火源がライターの火災の死傷者発生率
(H11～20東京消防庁管内(12歳以下))

行為者年齢	件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)	死傷者の発生率(注1)
5歳未満	98	3	75	79.6
5歳以上12歳以下	413	4	133	33.2
合計	511	7	208	42.1

消費者庁と消防庁が連携して、子どもの火遊びによる火災の実態調査を行ったところ、子どもの火遊びによる火災のうち、発火源がライターであるものが半数以上にのぼることが確認されました。

次のことに気をつけましょう。

- **子どもの手の届くところにライターを置かない**
幼い子どもによるライターを使った火遊びが、重大な事故につながっています。ライターの保管には十分気をつけ、できれば子どもだけを置いて外出するのは避けましょう。
- **子どもにライターを触らせたり、遊ばせたりしない**

商店で売られているライターをおもちやと間違え、いじっているうちに点火し、火傷する事故や、家庭にあるライターで遊んでいて点火し、火傷する事故も起きています。

- **子どもでも簡単に操作できるライターを極力購入しない**
家庭には不要なライターをなるべく持ち込まないようにしましょう。また、ライターを購入する際は点火操作が複雑なものにしましょう。
- **理解できる年齢になったら、子どもに火の怖さを教える。**
家庭や学校または地域社会において、火遊びの危険性や適正な火の取扱いについて教えることも必要です。

子どもの火遊びに使用されているものは、7割以上がライターです。また、5歳未満の子どもが、ライターで火遊びをした場合、約8割という高い割合で死傷者が発生しています。

特に、幼い子供がいるご家庭では、注意が必要です。

大人が居ない時や人目につきにくい場所で発生することが多く、このために火災の発見が遅れたり、初期消火が困難になるなどして火災が大きくなることがあります。もし、火災が発生したら、真っ先に危険にさらされるのは、幼い子どもたちです。親や周囲の大人が注意を払うとともに、日頃から子どもたちに火の恐ろしさや火災予防の大切さを教え、理解させておきましょう。

子どもの火遊びによる 火災の特徴と対策



ご存じですか？

「住宅用火災警報器」には 設置義務があります。

消防法の改正により、全国一律に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられています。
設置と維持基準については、政省令で定める基準に従い、各市町村条例で定められ、当
広域管内では平成20年6月1日から義務づけられています。

平成21年度中に渋川広域各市町村で開催されたイベント会場などで、住宅用火災報知
器の設置調査を実施しました。

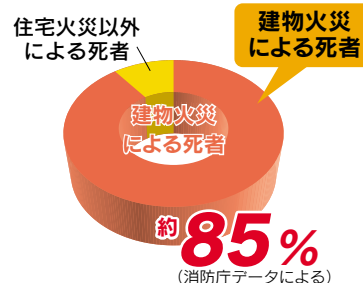
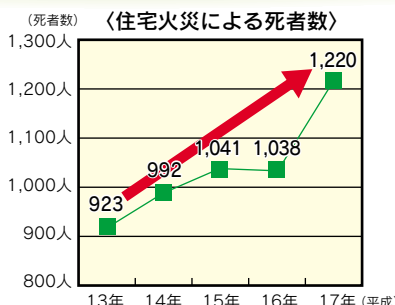
その結果、渋川広域では、約51.9%の住宅に設置されていることが確認されました。



なぜ、住宅用火災警報器が必要なのか？

住宅火災から大切なご家族を守るために
住宅用火災警報器は大切な役割を果たして
います。

- 住宅火災による死者の増加
- 死者の約6割が65歳以上の高齢者
- 死亡原因の約6割が逃げ遅れ



Q1. どの部屋に取付るの？

- 取付が義務付けられているところ
 - 取付をおすすめするところ
- ※7㎡（四畳半）以上の居室が5以上ある階に
は、廊下用火災警報器の設置が必要です



Q2. どんな種類があるの？

- 煙式（寝室・階段など）
煙が火災警報器に入ると
音や音声でお知らせします。



- 熱式（車庫・台所など）
※大量の煙や湯気が滞留する場所等にお使いになれます。
住宅用火災警報器の周囲温度が一定の温度に達すると音や音
声でお知らせします。

- 火災・ガス漏れ複合型
住宅用火災警報器とガス漏れ警報器の機能を複合した警報器



煙
式



熱
式



火災・ガス
漏れ複合型

【問い合わせ先】
渋川広域消防本部
予防課 ☎25-4193
渋川広域消防署
本署 ☎25-0119
東分署 ☎56-2926
西分署 ☎72-2199
南分署 ☎54-2064
北分署 ☎53-3513

こんな事例が
ありました！
渋川広域某所の住
宅において、台所の
ガスステープルの消し
忘れにより室内に煙
が充満しました。
廊下及び階段室に
住宅用火災警報器が
設置されていたた
め、充満した煙によ
り作動し、家族が警
報音に気づき、早期
に消し止め事なきを
得ました。

消防職員採用試験のお知らせ

平成22年度 渋川地区広域市町村圏振興整備組合

渋川広域消防本部では、平成22年度消防職員採用試験を次のとおり予定しています。

なお、受験資格、試験日程、試験方法などの詳細につきましては、組合公式ホームページ (<http://www.sket.or.jp/>) 及び各市町村広報誌で、お知らせします。

◆募集人員

若干名

◆申込期間(予定)

平成22年8月上旬から

◆試験日程(予定)

第1次試験 平成22年9月中旬

第2次試験 平成22年10月中旬(健康診断含む)

10月下旬(面接)

◆採用時期

平成23年4月1日

●問い合わせ先

渋川地区広域市町村圏振興整備組合

消防本部 総務課 ☎25-4191 (直通)

事務局 総務課 ☎60-5200 (直通)

※各市町村の掲載予定広報誌は

渋川市 7月15日号(7月15日発行)

吉岡町 7月号(7月2日発行)

榛東村 7月号(7月16日発行)



▲火災想定訓練の様子

高規格救急自動車の更新について



▲更新された高規格救急自動車

渋川広域消防本部では、平成10年1月に当広域消防本部として初めて導入した高規格救急自動車が老朽化したため更新し、平成22年3月9日から運用を開始しました。

高規格救急自動車とは、救急救命士が乗車して、高度な救命処置ができる救急車です。

救急救命士は、従来の救急隊員が行う措置に加え、医師の指示により電気ショックや器具を用いた気道の確保などを行うことができます。

一日消防長行事を実施



渋川広域消防本部では、3月2日に火災予防運動の一環として、榛東村交通安全会女性部長の石川暢代さんを「一日消防長」に委嘱し、服装点検などの通常点検に臨みました。

また、榛東村役場新庁舎において行われた榛東村消防団及び広域消防合同による火災想定訓練を視察し、激励の言葉をいただきました。

一日消防長行事は、毎年3月と11月の火災予防運動期間中に実施し、地域住民の防火意識を高めるとともに、消防職員の士気高揚を図り火災予防に万全を期する目的で、昭和56年秋から自治会長、婦人会長等各種団体の代表者に一日消防長を依頼しています。



▲訓練の講評をする石川さん



▲榛東村役場新庁舎で行われた火災想定訓練(一斉放水)

平成21年中(1~12月)の火災及び救急件数

火災56件(前年比5件減)

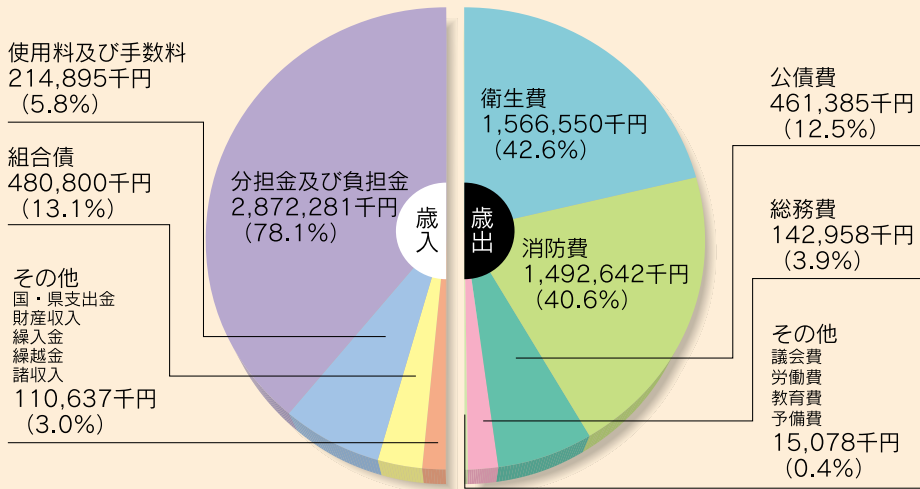
救急4,401件(前年比24件減)

組合の財政事情

平成22年度当初予算

一般会計予算額は36億7,861万3千円で、前年度比較では、2億8,561万5千円の増額となりました。

平成22年度一般会計予算 3,678,613千円



一般会計予算区分の説明

- 分担金及び負担金…浜川市、吉岡町、榛東村から負担されるお金
- 使用料及び手数料…火葬場・斎場などの施設使用料や事業所から出される一般廃棄物のごみ処理手数料など
- 国・県支出金…国、県から交付されるお金
- 財産収入…土地貸付料、送電線線下補償料、基金利子
- 繰入金…積み立てていた基金から繰り入れるお金
- 繰越金…平成21年度から繰り越されるお金
- 諸収入…預金利子や雑収入など
- 組合債…国や金融機関などから借り入れるお金
- 議会費…議会運営に使われるお金
- 総務費…一般管理やふるさと市町村園事業などに使われるお金
- 衛生費…夜間急患診療所や火葬場・斎場、ごみ処理・し尿処理の施設に使われるお金
- 労働費…職業訓練センターに使われるお金
- 消防費…消防救急に使われるお金
- 教育費…広域圏運動場に使われるお金
- 公債費…借入金の返済に使われるお金

組合の借入金について

借入金の残高 1,600,014千円

ごみ処理施設
733,901千円

火葬場・斎場施設
612,689千円

消防施設・車両
253,424千円

平成22年3月31日現在

平成22年度主要事業

●ふるさと市町村園事業

浜川地区広域市町村園が一体となった魅力あるふるさとづくりを行うための事業です。グリーンフラワー事業、広域イベント助成事業、広報事業などを実施し、圏域住民へのサービス向上をめざします。

●救急医療事業

圏域住民の常時診療体制を確立するため、在宅当番医制、歯科在宅当番医制、病院群輪番制及び夜間急患診療業務を引き続き実施します。

●火葬場・斎場事業

圏域住民が利用しやすい施設運営を念頭におき施設の管理を行います。

●ごみ処理事業

本年度も昨年度に引き続き、すべての祝祭日(年末年始及び土・日曜日を除く)のごみ受入を実施し、圏域住民へのサービス向上に努めます。また、容器包装リサイクル法に基づき、びん類及びペットボトルのリサイクルに努め、ごみ処理事業の充実を図ります。

●し尿処理事業

環境に配慮した施設の適正な運営及び維持管理を行います。

●消防救急事業

消防通信指令施設を活用し迅速な災害対応を行うため、老朽化した水槽付きポンプ自動車を更新します。また、救急業務の高度化に対応するため計画的な救急救命士の養成を行い、救急業務の充実を図ります。

●教育関係事業

圏域住民の健全なリクリエーションの場として利用される、広域圏プールなどの運動施設の維持(補修)管理に努めます。

リサイクルごみの 分別収集にご協力を

清掃センター からのお知らせ

夏場に向かい、飲料水のペットボトルやガラスビンなどの使用が多くなる時期になります。ペットボトルやガラスビンなどのリサイクルごみの分別収集をスムーズに展開するために、ご協力をお願いいたします。
ごみをリサイクルすることにより、ごみの減量化が図られ、地球環境を守ることにもつながります。



ペットボトルやガラスビンの出し方について

- 1 キャップを、外してください。
- 2 中を水洗いしてください。
- 3 市町村で決められた日・時間に、ステーションに置いてある専用容器（コンテナ等）に出してください。（分別は右下表のとおりです。）



ペットボトル

●対象となるもの

識別表示マーク1がついた飲料用（ジュース、酒など）、食品用（しょうゆ、みりん、食酢などの調味料）などが対象となります。

●対象とならないもの

ラベルに識別表示マーク1が付いていないものは対象外になります。
マジック等で記入した物、工作などで切った物、農薬や薬剤を入れていた物、汚れが落ちない物は、燃えるごみとしてだしてください。



ガラスビン

●対象となるもの

飲料用（ジュース、酒、ドリンク剤など）、食品用（しょうゆ、みりんなどの調味料）、飲み薬などのビンが対象となります。

●対象とならないもの

割れているビンや油が付着しているビンは、燃えないごみとして出してください。

ごみ収集車の火災が増えています



スプレー缶やカセットボンベなどに残ったガスが原因とみられる、ごみ収集車の火災が多く発生しています。事故防止のため、スプレー缶やカセットボンベの出し方をしっかり守ってください。

【スプレー缶・カセットボンベの出し方】

●中身を使い切る

・缶を振って音がしなくなるまで、使い切ってください。

●穴を開ける

・使い切ったつもりでも、ガスが残っている場合もあります。
穴あけ器具などを利用し、屋外など風通しがよく火気のない場所で穴を開けてください。

これらを守って、燃えないごみとして、
指定された日に出してください。

■分別の方法

回収容器（コンテナ）	主な分別対象物の例
資源物（紙） （指定コンテナ）	紙類、紙パック、紙容器など
資源物（プラスチック） （指定コンテナ）	プラスチック容器、容器、容器など
資源物（ガラス） （指定コンテナ）	ガラスビン、ガラス容器など
ペットボトル	ペットボトル

しらゆり聖苑からの お知らせ

●開苑日の一部変更について

これまで、しらゆり聖苑の休苑日は、毎月友引の日及び年始(1月1日～3日)でした。

今年4月から、友引の日についても、通夜の利用に限って開苑することになりましたのでお知らせします。

●予約について

火葬、式場利用の予約は、上記の休みに関係なく24時間電話で申込みができます。

小動物の火葬予約については、休苑日(毎月友引の日と1月1日から1月3日まで)を除く、8時30分から17時15分までとなります。

●全館禁煙について

平成22年3月25日に厚生労働省より、多数の者が利用する公共施設について、原則として全面禁煙であるべきという通知が出されました。

よって、4月1日から施設内が全館禁煙となりましたので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

渋川市白井300番地

渋川広域斎場しらゆり聖苑

☎30-3331



▲しらゆり聖苑

小学生が 清掃センターを見学



毎年、渋川地区広域圏内の多くの小学校が、社会科授業の一環として、清掃センター、リサイクルセンターの見学を実施しています。

渋川市立豊秋小学校の4年生、79人が、5月13日、14日の二日間に分かれて見学に訪れました。

清掃センターでは、巨大なごみクレーンでごみを混ぜ合わせる作業などを、熱心に見学していました。

また、リサイクルセンターでは、ペットボトルの圧縮梱包^{こんぽう}処理の作業などを見学し、ごみ減量化につながるリサイクル処理の大切さを学びました。



▲清掃センター粗大操作室内



▲ペットボトル圧縮梱包^{こんぽう}処理作業の様子



渋川地区広域圏プール開場について

●開場期間

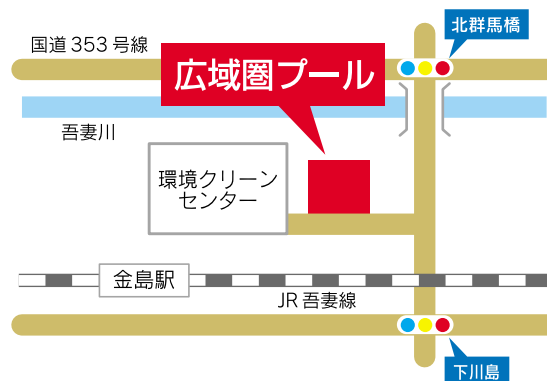
8月1日(日)から8月24日(火)までです。
ぜひご利用ください。

施設名	使用区分	午 前	午 後
		午前10時から 午後0時30分	午後1時から 午後4時30分
25mプール	大 人	100円	100円
幼児プール	小 人	50円	50円

※小人とは小・中学生。未就学児は無料。

●入場券は、プールで販売しています。

広域圏プール 渋川市川島76番地
☎24-1875(開場期間中のみ)



夜間急患診療所をご利用ください

夜間急患診療所は、渋川市福祉庁舎(渋川ほっとプラザ)の1階にあります。夜間の急な発病や、けがをした時にご利用ください。

- 診療時間 毎日午後7時から午後11時
- 診療科目 初期診療:内科、外科、小児科
- 電話番号 ☎23-8899

夜間急患診療所

